

前回のまとめ

- 法配慮書手続における事業ごとの主務省令の相違点について事務局から説明
環境省の基本的事項・廃棄物主務省令と比較して、
 - ・ 発電所（経済産業省）＝複数案の検討、住民意見聴取等で手続緩和
(民間事業であることを考慮したものと考えられる。)
 - ・ 道路等（国土交通省）＝一般及び自治体の意見聴取手続が規定されていない
(P I手続との規定の重複を避けたものと考えられる。)
- 条例改正素案の説明
法と同等の手続とするが、知事が主体的に住民意見を聴取し、それを踏まえて配慮書に対する知事意見書を作成、事業者に送付するものとする。

【質疑応答】

◎ いわゆる戦略的環境アセスメントの概念について

Q 今回条例に新設する配慮書手続は、いわゆる戦略的環境アセスメントに位置付けられるものであるか。

Q 政策段階、上位計画段階における環境アセスメントはどうするのか。

A 府としては、戦略的環境アセスメントの範疇であると考えている。

政策段階、上位計画段階における環境アセスメントについては、法改正の検討において将来の課題とされたところであり、法との関係、対象事業の種類の違い等を踏まえ、次のとおりとしたい。

- ① 条例への制度としての導入については、引き続き、今後の検討課題とする。
- ② 技術指針等において、可能な限り、上位計画等での意見聴取及びそれを反映した配慮書作成を求める。

◎ 複数案及びゼロ・オプションについて

Q 主務省令における複数案の検討について、事業を実施する案について単一案のみを設定し、事業を実施しない案（ゼロ・オプション）を対案とする2案をもって複数案として取り扱うことは可能か。

A 可能と解している。

Q 廃棄物処理施設等の主務省令におけるゼロ・オプションの規定で、これを含めない場合は理由を明らかにしなければならないとあるが、合理的な理由が無いにも関わらずゼロ・オプションを含めない場合に理由が必要ということか。

A 合理的な理由がある場合も含め、ゼロ・オプションを採用しない場合には、必ず理由の記載を求めるものである。

Q 複数案が複数自治体にまたがって設定された場合に、各自治体の意見が異なることによる問題は生じないか。

A 複数案が府内に収まる場合は、事業者の評価結果に対し、知事が各市町村長の意見を踏まえ、環境面から中立的に判断して意見を述べるため、特段の問題はない。
他府県や京都市内に収まる案がある場合には、それぞれの条例との関係を踏まえ、協議等について条例で規定する。(現行条例に事業アセスに係る相当規定あり)
ただし、他府県案がある場合については、原則として府内案にのみ意見を述べることとなる。

◎ 対象事業について

Q 小規模事業であっても、環境上配慮を要する地域に手を加えるものがある。小規模事業について、配慮書手続(複数案の比較等)が行われることが望ましいのではないか。事業の実施件数、環境アセスに要するコスト、他自治体の条例アセスの対象事業等について示すこと。

○ 環境上配慮を要する地域は、広くアセス制度で対象とするほか、政策的に個別に保全するという考え方もある。

A 別添資料参照

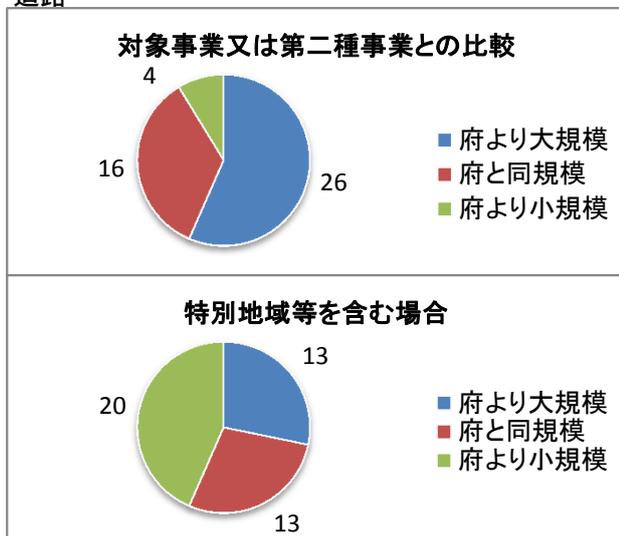
他都道府県の規模、小規模事業における環境配慮の実施状況、条例手続に要する期間及び経費等を踏まえ、条例による手続の義務付けの対象としては、現行条例における事業アセス対象事業としたい。

他都道府県との規模要件比較

他都道府県においては、第二種事業を設けていない場合があるほか、環境保全地域等特定の地域についてのみより小規模な事業を対象としている場合がある。

対象事業のうち、道路事業、土地区画整理事業及び廃棄物処分場について、府第二種事業規模と他都道府県の対象事業規模要件を比較した。

道路



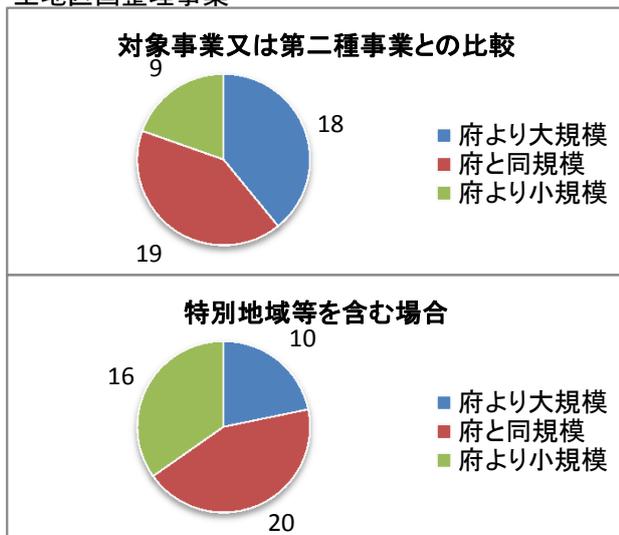
道路事業については、一部の特に小規模事業を対象とする地域（以下、「特別地域等」）を除いた場合、府と同等以上の府県が91%であった。

また、特別地域等の規模を考慮した場合57%が府と同等規模以上であった。

府の4車線・5kmよりも小規模な事業については、概ね1~3kmを対象としている。一部の府県では、2車線の道路も対象としている場合がある。

なお、政令指定都市については、ほとんどがより小規模な事業を対象としている。

土地区画整理事業



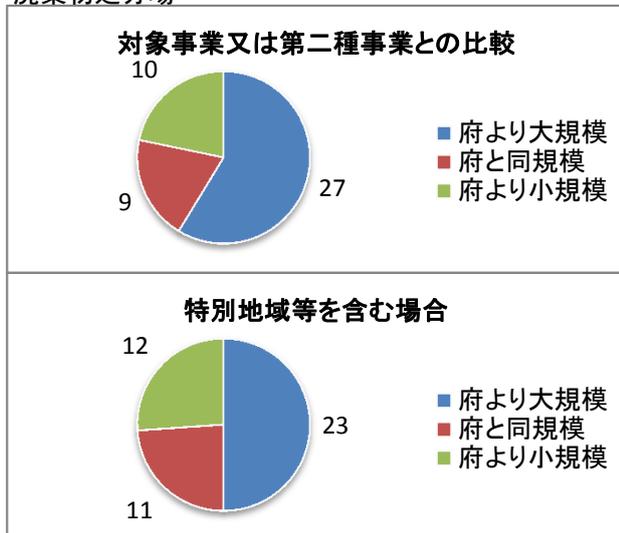
土地区画整理事業については、特別地域等を除いた場合、府と同等以上の府県が80%であった。

また、特別地域等の規模を考慮した場合65%が府と同等規模以上であった。

府の50haよりも小規模な事業については、1~30haと幅がある。また、一部の府県では、住宅団地や工業団地等について、土地区画整理事業よりも小規模なものを対象としている場合がある。

なお、政令指定都市については、より小規模な事業を対象としている市が多いが、一部の市は府県レベルの50haを対象としている。

廃棄物処分場



廃棄物処分場は、府条例で第一種事業を5haまで裾下げし、第二種事業は設定していない。

府よりも大規模な事業を対象としている府県は59%、府と同等以上の府県は78%、特別地域を含む場合でも74%である。

一部の府県は、全ての事業を対象としている。廃棄物処分場については、政令指定都市についても、5~15haの事業を対象としている場合が多い。

なお、廃棄物処分場の許可申請に当たっては、廃掃法による生活環境影響調査の実施が義務付けられており、条例対象外であっても、大気、水質等の生活環境項目については環境影響評価が実施される。

他自治体の配慮書手続導入状況及び主な対象事業規模要件

自治体名	配慮書手続	一般国道（4車線）			河川事業（ダム）			土地造成（区画整理）			火力発電所（除地熱）			廃棄物最終処分場		
		第一種	第二種	特別要件（最小）	第一種	第二種	特別要件（最小）	第一種	第二種	特別要件（最小）	第一種	第二種	特別要件（最小）	第一種	第二種	特別要件（最小）
北海道	①△2	10km	5km	2km	100ha	50ha	30ha	100ha	50ha		15万kW	7.5万kW		30ha	15ha	
青森県	—	10km	5km		100ha	50ha		100ha	50ha	50ha	15万kW	7.5万kW		すべて		
岩手県	—		5km	2km	100ha	50ha	1ha	100ha	50ha	1ha		3万kW			5ha	
宮城県	—	7.5km		1km	75ha	20ha		75ha		50ha				25ha	10ha	
秋田県	—	7.5km		5km	75ha		50ha	75ha		50ha	11.25万kW		7.5万kW	3ha		1.5ha
山形県	—	7.5km		5km	75ha		50ha	75ha		50ha				3ha**		1.5ha
福島県	—	7.5km	5km		75ha	50ha		75ha	50ha		11.25万kW	7.5万kW		5ha**		
茨城県	△	7.5km			75ha			75ha			11.25万kW			10ha		
栃木県	—	10km		5km	50ha			100ha	50ha	10ha				10ha		5ha
群馬県	要綱	10km	6km	3km	50ha	30ha	15ha	100ha	50ha	20ha	1万kW			全事業	8ha	3.2ha
埼玉県	要綱	5km		*	50ha		30ha	50ha						10ha		
千葉県	要綱	7.5km		*	75ha			75ha		50ha	11.25万kW			4ha		
東京都	※	1km			75ha			40ha		20ha	11.25万kW			1ha**		
神奈川県	—	5km		2km	15m*			40ha		1ha	10万kW			全事業	3ha	1ha
新潟県	—	7.5km		5km	50ha		30ha	75ha		50ha	11.25万kW		7.5万kW	5ha**		3ha
富山県	—	7.5km		2km	75ha		1ha	75ha			11.25万kW			25ha		
石川県	—	10km	7.5km		100ha	75ha		100ha	75ha		15万kW	11.25万kW		5ha		
福井県	①△2	10km	7.5km		100ha	75ha		100ha	75ha		15万kW	11.25万kW		30ha	25ha	
山梨県	—	6km	4km		40ha	30ha		60ha	50ha		2万kW	1.6万kW		10ha		
長野県	—	10km	7.5km	*	50ha		30ha	100ha	75ha	30ha				5ha**		
岐阜県	—	7.5km	5km		75ha			70ha						25ha	5ha	
静岡県	—	10km	7.5km	*	100ha	75ha	5ha	100ha	50ha	5ha	15万kW	11.25万kW		5ha	30ha	15ha
愛知県	○	7.5km			75ha			75ha			11.25万kW			25ha		
三重県	—	5km		1km	20ha		10ha	20ha		10ha	5万kW			1万kW	2.5ha*	すべて
滋賀県	○	7.5km		2km	50ha			20ha		10ha	2万kW			5ha		
京都府	—	7.5km	5km		75ha	50ha		75ha	50ha		11.25万kW	8.4万kW		5ha		
大阪府	—	3km			50ha			50ha			2万kW			10ha		
兵庫県	○	10km		7.5km	100ha			50ha	100ha*	50ha	7.5万kW			15ha		
奈良県	○	7.5km			50ha		20ha	50ha		20ha				3ha		
和歌山県	—	7.5km			75ha			75ha			11.25万kW			25ha		
鳥取県	○	10km		7.5km	100ha		75ha	75ha		50ha	15万kW		11.25万kW	25ha		18ha
島根県	○	5km			50ha			50ha			7.5万kW			15ha		
岡山県	—	7.5km			50ha			75ha			すべて			5ha		
広島県	—	5km			50ha			50ha			7.5万kW			10ha		
山口県	△	10km	5km		100ha	50ha		100ha	50ha		15万kW	7.5万kW		30ha	15ha	
徳島県	—	7.5km	5km		75ha	50ha		75ha	50ha		11.25万kW	7.5万kW		25ha	15ha	
香川県	○	7.5km			75ha			75ha			*			25ha		
愛媛県	—	7.5km			50ha			75ha			7.5万kW			15ha		
高知県	—	10km	5km	*	100ha	50ha		100ha	50ha		15万kW	7.5万kW		30ha	15ha	
福岡県	○	5km			50ha			50ha*			7.5万kW			15ha		
佐賀県	○	3.5km			35ha			35ha			5万kW			10ha		
長崎県	○	7.5km			30ha			30ha			1万kW			3ha		
熊本県	—	5km		*	50ha			50ha		25ha	7.5万kW			すべて		
大分県	◎	7.5km**						75ha	30ha					25ha	5ha	
宮崎県	—	5km			50ha			50ha			7.5万kW			15ha		
鹿児島県	—	6km		4km	40ha		30ha	40ha		30ha	7万kW			5.5万kW	10ha	8ha
沖縄県	○	7.5km		3.75km	20ha		10ha	30ha		15ha	5万kW			2.5万kW	10ha	5ha
札幌市	○	5km			50ha	20ha		50ha	20ha		7.5万kW	3万kW		15ha	6ha	
仙台市	—	5km		1km	20ha		5ha	20ha		5ha				5ha		面積増
さいたま市	—	2.5km		1km				20ha		3ha				すべて		
千葉市	—	3.75km						50ha		20ha	11.25万kW			4ha		2ha
横浜市	①②	3km	2.5km					40ha	30ha	15ha	2万kW	1.5万kW		2ha	1.5ha	
川崎市	○	すべて						10ha*	1ha					0.9ha*		
相模原市	未制定															
静岡市	未制定															
浜松市	未制定															
新潟市	法②	5km		3km				50ha		30ha	7.5万kW		4.5万kW	5ha**		3ha
名古屋市	○	1km						50ha						3ha**		
京都市	○	3km			20ha			50ha			5万kW			5ha		
大阪市	—	3km						50ha			2万kW			10ha		
堺市	①②	3km						50ha		10ha	2万kW			5ha		
神戸市	◎	3km		2km	100ha		50ha	20ha		5ha				15ha		5ha
岡山市	未制定															
広島市	要綱	3km			40ha			40ha		20ha	5万kW			3ha		
北九州市	○	5km			50ha			50ha			7.5万kW			15ha		
福岡市	○	3km			10ha			30ha			5万kW			10ha		
熊本市	未制定															

備考
 ○義務 △任意 ◎下欄 ※下欄
 * 2車線も対象 ** 県市町村道
 * 堤防高さ等 * 土地区画整理事業としては対象外 住宅団地造成等を引用 * 工場・事業場として対象 * 敷地面積（その他は埋立面積） ** 埋立容量の要件も有り
 注） 他自治体における第二種事業には、府条例のような判定ではなく、義務であるが住民意見聴取手続を課さないものもある。

◎：小規模事業に係る特例
 大分県：より小規模な事業について、事業者が希望する場合、任意で条例手続（事業アセスを含む。）を実施可能。
 京都市：より小規模な市が関与する事業（例：面積4ha以上）について、配慮書手続のみ義務付け。
 神戸市：より小規模な事業について、配慮書及び事後調査手続を義務付け。
 ※：東京都：都の公共事業のみ対象。配慮書手続対象規模は事業アセス対象事業よりも大きい。
 その他、いくつかの県市において、要綱に基づき公共事業のみ計画段階配慮手続を実施している事例あり。

府第二種事業よりも小規模な事業を対象としている自治体に網掛けを付した。ただし、特別地域要件のみ小規模な場合は、その箇所のみとした。
 なお、火力発電所については、7.5万kWを対象としている自治体は、同様の考え方に基づき設定していると考えられるため、網掛けは省略している。

対象事業：環境省ホームページ「環境影響評価情報支援ネットワーク」より抜粋、整理。
 配慮書手続導入状況：環境省調査及び各自治体ホームページ等による確認。近畿地方は聞き取り。

府内の開発事業等の状況について

1 府の公共事業

(1) 「環」の公共事業行動計画 構想ガイドライン評価シート（平成23年度）

京都府では、平成15年度に「『環』の公共事業行動計画」を策定し、平成17年度からは、構想段階において環境面からの評価*を実施している。

平成24年度中に着手する府の公共事業について作成された評価シートは、次のとおり。

※) 担当部局によるチェック。検討段階での意見聴取手続はなし。シートの公開は事後。

事業名	事業費	事業概要
シシ伏川通常砂防事業	2.0億	砂防えん堤2基、溪流保全工、管理用道路
天井川通常砂防事業	1.7億	砂防えん堤、溪流保全工
六万部地区急傾斜地崩壊対策事業	2.0億	擁壁工、法面工
志高地区急斜面崩壊対策事業	5.0億	擁壁工、法面工
北二地区急斜面崩壊対策事業	1.5億	擁壁工、法面工
主要地方道網野峰山線	6.8億	歩道整備、車道拡幅 L=520m W=6.5(10.5)m
主要地方道小倉西舞鶴線	1.7億	歩道整備 L=670m W=6.5(11.0~14.5)m
一般府道私市大江線	5.6億	車道拡幅、歩道整備 L=1,200m W=6.0(10.0)m
一般府道園部停車場線	4.0億	歩道整備 L=170m W=6.0(12.5)m
主要地方道綾部宮島線	3.0億	歩道整備 L=700m W=6.0(10.0)m
主要地方道宇治淀線	1.3億	歩道整備 L=620m W=9.25(14.25)m
主要地方道西京高槻線	2.8億	道路改良、歩道整備 L=100m W=6.0(12.0)m

(2) 京都府公共事業評価システムによる構想段階評価

府では、事業費が10億円以上の事業等について、公共事業の効率性及び実施過程の透明性の向上を図るため、事業費の予算化に当たり京都府公共事業評価に係る第三者委員会による構想段階評価を受けている。評価項目には、事業の有効性、必要性、効率性に加え、「良好な環境の形成及び保全」が挙げられている。

平成19年度から平成24年度までの評価事例は、次のとおり。

事業名	期間		事業費	概要
一般国道423号（法貴バイパス）道路整備事業	H25	H32	42億	L=3,700m W=6.5(8.0)m、バイパスの新設
大井手川総合流域防災事業	H21	H27	15億	築堤、護岸、河道掘削
農営地防災事業 巨椋池3期地区	H21	H27	23.7億	排水路工 L=3,395m
府営住宅 中村団地建替事業	H21	H29	19億	100戸
府営住宅 芥子谷団地建替事業	H21	H30	38億	200戸
都市計画道路東中央線街路整備事業	H21	H28	61億	L=1,100m W=11.5~16.0m（2車線）
府営住宅 桃山日向団地建替事業	H20	H26	33億	180戸
都市計画道路並河亀岡停車場線街路事業	H20	H26	13.7億	L=650m W=6.0(16.0)m 2車線、両側歩道、拡幅

2 その他の開発事業

(1) 土地区画整理事業

現在、府内で事業中の土地区画整理事業は、次のとおり。木津中央については、京都府環境影響評価要綱による環境アセスメントが実施されている。

	都市名	地区名	施行者	都市計画 決定年月日	施行面積 (ha)	事業認可 年月日	施行期間 (年度)
1	福知山市	石原	市	H 3. 1. 18	51.0	H 5. 1. 12	平成 4～平成 26
2	福知山市	福知山駅周辺	市	H 6. 4. 15	17.8	H 7. 7. 7	平成 7～平成 25
3	福知山市	河守	市	H15. 3. 17	10.4	H15.10.30	平成15～平成 24
4	舞鶴市	東舞鶴駅周辺	市	H元. 1. 24	21.5	H 2.11.21	平成 2～平成 25
5	亀岡市	大井町南部	組合	H19.11.13	30.7	H21. 6. 15	平成21～平成 30
6	亀岡市	篠町篠牧田	個人	—	8.0	H22.12.20	平成22～平成 25
7	宮津市	中町通	市	H 7. 2. 3	1.4	H 7.12.18	平成 7～平成 27
8	京田辺市	三山木	市	H 4. 5. 29	31.2	H 8.12.12	平成 8～平成 27
9	京田辺市	南田辺北	(独)都市再生機構	H 8. 8. 13	64.5	H14. 7. 12	平成14～平成 27
10	木津川市	木津南	(独)都市再生機構	S59.11.27	283.8	S63. 3. 8	昭和62～平成 25
11	木津川市	木津中央	(独)都市再生機構	H 7. 8. 25	245.7	H 9. 2. 18	平成 8～平成 30
12	木津川市	加茂駅周辺	市	H 5.11. 2	23.0	H 6. 3. 11	平成 5～平成 25
13	木津川市	木津駅前	市	H 8.12.17	5.2	H10. 9. 8	平成10～平成 28
14	精華町	狛田駅東	町	H18. 6. 30	9.2	H19. 8. 31	平成18～平成 26
15	南丹市	八木駅西	組合	—	10.5	—	平成24～平成 32
16	南丹市	内林町	組合	H12. 6. 9	23.0	H13. 3. 16	平成12～平成 28
17	南丹市	本町	市	H14. 3. 1	2.5	H14.12.10	平成14～平成 26
18	向日市	阪急洛西口駅東	組合	H19.11.13	8.4	H21. 3. 31	平成20～平成 26

また、京都府、大阪府及び奈良県に跨る関西文化学術研究都市の京都府域における開発地域及び今後開発等が計画されている地域は次のとおり。府環境影響評価要綱又は条例の対象規模未満である20ha以上の開発については、府（文化学術研究都市推進室）が自主アセスの実施（学研アセス）を指導している。

なお、学研アセスは、事業者による評価結果を府に提出するもので、住民意見の聴取等の手続はない。

	市町村	地区名	面積(ha)	アセス実施予定	
着手済 時期順	木津川市	相楽	264	アセス制度前	
	京田辺市	同志社	100		
	精華町	光台	203		
	木津川市	木津川台1期	約40		
	木津川市	木津南	284	学研アセス	
	木津川市	木津川台2期	84		
	精華町	精華台	158		閣議／要綱アセス
	精華町	狛田西（先行開発）	18		府自主環境調査（府農業資源研究センター）
	木津川市	木津中央	245		閣議／要綱アセス
	京田辺市	南田辺北	63		学研アセス
未着手	木津川市	木津北	100以上	（予定）法第一種	
	精華町	狛田西	85	（予定）法第二種／条例第一種	
	京田辺市	南田辺西	62	（予定）条例第二種	
	木津川市	木津東	56	（予定）条例第二種	
	精華町	狛田東	49	（予定）学研アセス	
京田辺市	南田辺東	34	（予定）学研アセス		

(2) 工業団地の造成

条例施行後に着工された工業団地のうち、当課が把握しているのは、次の2件。

所在地	名称	事業主体	開発／分譲 面積(ha)	分譲 開始	環境影響評価等
南丹市	新光悦村	府・南丹市	23／9	H18	自主環境調査（H11に当課から助言）
京丹後市	森本工業団地	京丹後市	15／7.2	H23	不明

環境影響評価に要する経費について

1 環境影響評価に係る委託報酬額の積算資料について

一般社団法人 日本環境アセスメント協会が「環境影響評価業務積算資料」を作成、公表している。(ただし、現時点では、配慮書に係る経費は未掲載)
これによれば、報酬額は、大きく**技術業務費**及び**調査業務費**に大別される。

(1) 技術業務費

技術業務費には、調査計画、自然環境系の現地調査、文献調査、解析及び考察、電算シミュレーション、予測評価、環境保全措置、報告書作成、設計協議等が含まれ、その実施に当たり技術的判断を求められるものが該当する。

(2) 調査業務費

調査業務費とは、管理された機器類を利用して大気質、騒音、振動等の現地での機器類の据付撤去、測定中の機器管理等の現場作業と技術的な判断を要しない定型な計測結果の数値集計整理及び測定結果の整理を行うものとされている。

(3) 具体的な積算条件

調査・予測等の項目については、事業の種類ごとに大きく異なるため、ここでは、各事業に共通な作業等の項目のみ記載する。

(方法書)		(準備書)								
打合せ・協議		打合せ・協議								
業務実施計画の立案と準備		業務実施計画の立案と準備								
方法書の作成		基本的には方法書の成果を用いるが、住民等の意見を踏まえた補足をを行う場合は別途積算を行う。								
事業特性に関する情報の整理	→		事業特性に関する情報の整理							
地域特性に関する情報の整理	→		地域特性に関する情報の整理							
環境影響評価の項目の選定	→		環境影響評価の項目の選定							
調査予測評価の手法の選定	→		調査予測評価の手法の選定							
方法書及び要約書の作成										
方法書等の印刷		現況把握(基礎的事項の既存資料調査)								
		<table border="1"> <tr> <td>実地調査</td> <td rowspan="5">事業ごとに調査等を行う環境の項目、調査・予測地点数、調査頻度等が大きく異なる。</td> </tr> <tr> <td>予測及び評価</td> </tr> <tr> <td>環境保全措置の検討</td> </tr> <tr> <td>事後調査計画の検討</td> </tr> <tr> <td>環境影響の総合的な評価</td> </tr> <tr> <td colspan="2">報告書・準備書の作成・印刷</td> </tr> </table>	実地調査	事業ごとに調査等を行う環境の項目、調査・予測地点数、調査頻度等が大きく異なる。	予測及び評価	環境保全措置の検討	事後調査計画の検討	環境影響の総合的な評価	報告書・準備書の作成・印刷	
実地調査	事業ごとに調査等を行う環境の項目、調査・予測地点数、調査頻度等が大きく異なる。									
予測及び評価										
環境保全措置の検討										
事後調査計画の検討										
環境影響の総合的な評価										
報告書・準備書の作成・印刷										

(その他委託業務例)

- ・ 説明会への対応 技術業務費：質疑応答集・説明会資料作成等
調査業務費：会場設営撤去等
- ・ 住民意見に対する見解書の作成 (技術業務費)
- ・ 環境影響評価書の作成 (技術業務費)

2 公共事業における環境影響評価経費の事例について

公共事業における環境影響評価経費について、国及び自治体等がインターネットで公表している入札情報等により調査した。

環境影響評価一式として委託を行っている場合と、方法書、準備書等の各図書ごと及び各環境項目に係る調査ごとに委託を行っている場合があり、一式として発注している事業には、市及び一部事務組合によるごみ焼却施設のアセスが多かった。

(1) ごみ焼却施設に係る委託事例（環境影響評価全体の経費例）

	発注方式	落札金額等（万円）
A市	一括（入札）	11,300
B一部事務組合	一括（入札）	9,200
C一部事務組合	一括（入札）	6,200
D一部事務組合	一括（入札）	3,800
E一部事務組合	方法書（入札）+準備書・評価書（随意）	7,700(120*+7,560)
平均		7,640

- * 方法書について、10社の入札があり、その平均は約530万円。
府の事例における廃棄物焼却施設の調査・予測・評価項目事例は次のとおり
（ほぼ必須） 大気質、騒音・振動、悪臭、景観等、地球温暖化・廃棄物
（必要に応じ） 水質
（選択事例少） 地形・地質、動植物、生態系、文化財等

出典：市・一部事務組合ホームページ

(2) その他の個別入札・随意契約事例

委託内容	発注方式	落札金額等（万円）
図書	自治体・鉄道・方法書	入札 500
	自治体・鉄道・準備書	入札 1,300
	国・道路・配慮書、方法書	随意 1,200
	自治体・ごみ焼却・配慮書	入札 100*
調査等	国・ダム・鳥類調査	随意 3,000
	国・道路・鳥類調査	随意 1,300
	国・道路・大気、動植物、河川水	随意 5,300
	自治体・鉄道・騒音	入札 1,000
	自治体・鉄道・振動	入札 800
複合	国・道路・調査+準備書	随意 4,300

- * 配慮書について、5社の入札があり、その平均は約400万円。

出典：国・自治体等ホームページ

3 一般社団法人日本風力発電協会の国の検討会における意見書（民間事業者例）

環境省による風力発電に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会（第5回）において行われた団体へのヒアリングで、次のとおり会員企業が要したアセス経費が示されている。

- ・ 条例による事業アセス = 1億円前後（工事中+稼働中、付帯設備）
- ・ NEDOマニュアルによる自主アセス = 2～5千万円（工事中の影響の予測等なし）

（参考）10,000kWの風力発電の設備投資額 = 約30億円

→ 設備投資費の1%以上をアセスにかけることは厳しいとの意見

出典：環境省ホームページ

府の公共事業等における環境配慮の状況

事業規模	事業の種類			実施根拠	手続の概要	計画決定前の環境配慮	環境項目毎の調査等※	複数案の比較		公表		第三者の意見等		
	対象外事業	条例対象	法対象					環境面	費用対効果	事前	事後	住民意見	専門家等の関与	知事等の意見
100ha/10km 75ha/7.5km 50ha/5km			法アセス	環境影響評価法	○	○	○	×	○	○	○	○	○	
			条例アセス	京都府環境影響評価条例	改正	○	改正	×	○	○	○	○	○	
	自主的な環境影響調査等		学研アセス	関西文化学術研究都市の文化学術研究地区内における規模未滿の開発行為に係る環境調査の取扱い	×	○	×	×	×	×	×	×	○	
			(規定なし)	事業ごとに実施内容が異なる										
20ha 事業費10億円	公共事業評価システム			京都府公共事業事前評価実施要綱	○	△	×	○	○	○	○	△	×	
	環の公共事業ガイドラインチェックシート			「環」の公共事業ガイドライン	○	×	×	×	×	○	×	×	×	

※ 条例・技術指針に準じたレベルの調査・予測等との比較
(環境管理課まとめ)